

第三者委員会提言(抜粋)/東洋ゴム工業(株)への今後の対応

大臣認定品の取り扱い

G0.39
(当初の55棟の免震材料)

- 全ての免震材料を交換
- 交換改修用も含め、現行の大臣認定に基づく免震材料の今後の製造は認めない

G0.39以外
(残りの99棟の免震材料)

- 大臣認定基準不適合の免震材料は全て交換
- 今後必要となる交換改修用の免震材料については大臣認定品として取り扱う。ただし、今後、交換改修用として製造するものは、当該大臣認定の諸条件を再確認したうえで、出荷時全数検査を第三者立ち会いのもと実施したものに限り
- 交換改修用を除き、現行の大臣認定に基づく免震材料の今後の製造は認めない

交換改修

- 必要な免震材料の交換改修その他必要な対策について、会社が全責任を持って速やかに最後の1棟・1基まで行うこと
- 所有者の意向を十分に把握し、誠意をもって真摯に対応すること
- 交換改修の具体的な方法、体制、スケジュール等について、所有者等に示すこと
- 改修が完了するまで、社内に常設の相談窓口を継続して設置すること
- 免震建築物に関する基本的な理解を持ちつつ、所有者、工事施工者、設計者等の各関係者の役割を正しく認識し、それらの者と調整の上、それらの者が役割を着実に果たせるよう、実施体制を整え促進すること
- 国土交通省としても、東洋ゴム工業(株)に対して求めた交換改修の取組が確実に実施されていることを継続的に監視すること、また、所有者等が建築・法律の専門家に相談できる体制の円滑な運用について引き続き支援すること

再発防止策

- 社内で起きた問題に対して真摯に向き合う文化の育成と浸透を図ること
- 顧客に向き合い、顧客の視点に立ったものづくりに携わること
- 再発防止策を形骸化させず、実質的に機能し続けさせること
- 再発防止策全般にわたり外部に対して継続的に「見える化」を行い、社会に対する説明責任を果たすこと
 - ・再発防止策の対応状況について常に外部へ見える形で情報提供すること
 - ・再発防止策のタイムスケジュールが示されていないものについては明確化すること
 - ・顧客への説明を含め品質管理に関する具体的な取り組みを公開すること
- 免震建築物の専門家による技術指導を受けるなど、適切な知識を有する技術者を育成すること
- 国土交通省においても、抜き打ちによる立入検査の実施などを通じ、東洋ゴム工業(株)において適切な生産体制・品質管理体制の維持が図られるようしっかり取り組むこと